

## 議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和2年8月25日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 5名

1番	青木敬博君	2番	長沢正君
4番	宮崎雅薫君	5番	大川勝弘君
6番	重岡秀子君		

○欠席委員 1名

3番 四宮和彦君

○出席議員 5名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	杉本一彦君	議員	杉本憲也君
〃	佐藤周君		

○オブザーバー 5名

議員	仲田佳正君	議員	鈴木絢子君
〃	浅田良弘君	〃	石島茂雄君
〃	井戸清司君		

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	山田拓己		

○会議に付した事件

- 1 市議会9月定例会の運営について
  - (1) 特別委員会中間報告について
  - (2) 議案の付託、即決について
  - (3) 人事案の取扱いについて
  - (4) 請願、陳情の取扱いについて
  - (5) 決算大綱質疑について
  - (6) 一般質問について
  - (7) 会期及び日程について
  - (8) 市議会採択の請願、陳情の処理状況について

- (9) その他
- 2 意見書について
- 3 その他
  - (1) 令和2年度議会費9月補正予算について
  - (2) 令和元年度議会費等決算の概要について
  - (3) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて
  - (4) その他

---

#### ○会議の経過概要

##### ○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

3番 四宮和彦委員から、欠席の届出があったので報告する。代わりにオブザーバーとして井戸清司議員が出席している。

---

##### ○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市議会9月定例会の運営についてを議題とする。

- (1) 特別委員会中間報告についてから(9) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

##### ○事務局長（富士一成君）順次、説明をさせていただく。

(1) 特別委員会中間報告についてである。6月定例会以降に開催された新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告を、初日の本会議にてお願いしたい。

次に、(2) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページ及び2ページを参照いただきたい。提出議案については、報告1件、条例5件、単行議案2件、補正予算3件、各会計決算10件及び人事案件2件の合計23件である。最初に、報告1件について申し上げる。

市報第3号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてである。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業特別会計の3会計の資金不足比率を報告するものである。報告であるので、質疑のみとなる。

次に、条例5件である。まず、市議第22号 伊東市消費生活センター条例は、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上のため、どこに住んでいても質の高い相談が受けられる体制を整備する必要があることから、国は消費者安全法に基づく消費生活センターの開設を地方において推進してきたところであり、本市においてはこれまで消費生活相談員を設置して対応してきたが、相談内容の高度専門化及び件数の増加に対応するため、消費生活センターを開設するものであり、条例において、制定の趣旨やセンターで行う業務、開所時間、消費生活相

談員の配置や人材及び処遇の確保などのほか必要な事項を定めるものである。令和2年10月1日から施行となる。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、市議第23号 伊東市経済変動対策資金貸付金（新型コロナウイルス感染症対応枠）利子補給基金条例は、令和2年度の補正予算で追加計上した新型コロナウイルス感染症対応枠の伊東市経済変動対策資金貸付金に係る利子補給に要する経費について、国の地方創生臨時交付金を活用し財源に充てるため基金を設置するもので、条例において、目的、基金の積立額、管理、処分などのほか必要な事項を定める。公布の日から施行となる。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、市議第24号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い所要の改正を行うもので、主な改正内容としては、個人市民税では、新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術などのイベント等の中止等を行った事業者に対する払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除に係る規定の整備や、住宅の建設が遅延し令和2年12月末までに居住できなかった場合について、年内に居住したものと同様の住宅ローン控除を適用するための規定の整備を行うもので、令和3年1月1日からの施行となる。また、固定資産税では、中小事業者等が所有する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例を令和3年度分に限り適用する規定や、先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例を新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限りゼロとするための規定の整備などを行うもので、公布の日から施行となる。軽自動車税では、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期間を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするための規定の整備を行うもので、公布の日からの施行となる。

また、総則として、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に減少があり、納税が困難である者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間納税を猶予するための手続に関する規定の整備が行われ、公布の日から施行となる。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、市議第25号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、税賦課徴収条例の改正と同様に、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い所要の改正を行うもので、主な改正内容としては、中小事業者等が所有する家屋に対する都市計画税の課税標準の特例を令和3年度分に限り適用する規定の整備を行うものであり、公布の日から施行となる。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、市議第26号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例は、情報通信技術の活用

による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードが廃止されたことから、通知カードの再交付手数料に関する規定を削除するとともに、引用条項の整理を行うもので、公布の日から施行となる。常任総務委員会付託をお願いする。

また、条例案として8月20日に、伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例を追加提出したい旨の申入れがあった。改正の内容は、さきの6月定例会において新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険加入の被用者に対し、傷病手当金を支給するために本条例が制定され、附則において、適用区分が令和2年9月30日までであったものを、国からの要請により12月31日まで延長することとなったことから改正を行うものである。現段階では、議案提出の期日が定まっていないが、提出された場合の取扱いについては、改めて議会運営委員会を開くことなく、議案審議の日、条例の最後の議題とする議事日程を改めて作成配付し、議案説明、質疑を経て、常任総務委員会への付託をお願いしたい。

続いて、単行議案2件である。今回の単行議案2件については、共に決算との関連があることから、質疑は決算大綱質疑において実施していただき、各所管委員会である、第27号は常任福祉文教委員会に、第28号は常任観光建設委員会へ付託をお願いする。それでは、内容について説明する。

まず、市議第27号 令和元年度伊東市病院事業会計資本金の額の減少についてである。病院事業会計の資本規模について、旧市民病院施設の解体に伴い見直しを行うもので、令和元年度伊東市病院事業会計資本金33億5,786万3,156円のうち、旧市民病院施設の解体による除却分2億478万5,503円を減少し、欠損金に振り替えることについて、地方公営企業法第32条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

次に、市議第28号 令和元年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてである。令和元年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金9,931万4,913円のうち、4,215万5,242円を資本金へ組み入れ、剰余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。先ほど申し上げたとおり、各常任委員会への付託をお願いする。

次に、補正予算3件について申し上げる。まず、市議第29号 令和2年度伊東市一般会計補正予算（第7号）である。補正予算の規模は9億3,592万6,000円の追加で、補正後の予算規模を356億2,937万6,000円とする。本補正予算は、第1に、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための各経費の追加、第2に、観光宣伝委託事業などの観

光関連経費や、G I G Aスクール構想加速化に伴う小・中学校 1 人 1 台パソコン整備に係る経費をはじめとする各種事業経費の追加、第三に、経済変動対策資金貸付金利子補給基金及び財政調整基金への積立てなどを主な内容とするものである。

歳出款別に主な補正内容を申し上げる。総務費では、新型コロナウイルス感染防止対策として、各課窓口等に設置するロールスクリーンなどの設置に係る経費や光ファイバ網新規整備事業に対する補助金を計上するとともに、令和元年度決算剰余金の法定分を財政調整基金に積立てる積立金を計上している。民生費では、生活困窮者自立支援事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談及び住宅手当の件数の増加に伴う経費の追加、幼保連携型認定こども園施設整備に対する補助金の計上、市立保育園の保育環境改善のため富士見保育園幼児用トイレの増設経費を追加するとともに、障害者自立支援事業や生活保護総務費などにおいて、令和元年度事業費確定に伴う国庫支出金及び県支出金の返還金を計上している。衛生費では御石ヶ沢清掃工場管理費における使用済小型電子機器の処理件数の増加に伴う委託料などの追加を、観光商工費では、寄附金を受け入れて、秋季に実施する花火大会の経費の計上や、商工業振興費においては、国の地方創生臨時交付金を活用し、経済変動対策資金貸付金の令和 3 年度以降の利子補給金の財源とするための基金への積立金の計上や、不足が見込まれる住宅リフォーム振興事業補助金を追加するものである。土木費では、赤沢地内市道大街道線ののり面崩落個所の修繕工事に係る経費の追加や、市内交通事業者に対する新型コロナウイルス感染症防止対策経費に係る補助金の計上を。消防費では、自主防災会へ配布する防災資機材の購入経費の追加を。教育費では、池小学区学童クラブ開設に係る経費に対する補助金や、G I G Aスクール構想加速化に伴い小・中学校 1 人 1 台パソコン整備に係る経費の計上とともに、生涯学習センターひぐらし会館のトレーニング室等の空調設備の改修経費を追加するものである。これらの歳出を賄う歳入として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした国県の補助金などとともに、前年度の繰越金を活用するものである。

また、ごみ指定袋製造運搬委託業務及び宅地造成等規制法に基づく許可決定の無効等確認請求事件に係る訴訟委託料について、それぞれ債務負担行為の設定を行うこととしている。

なお、本会議における質疑については、4 つに区分し、1 つ目として第 1 款議会費、第 2 款総務費、第 3 款民生費及び第 4 款衛生費、2 つ目として第 6 款農林水産業費、第 7 款観光商工費及び第 8 款土木費、3 つ目として第 9 款消防費、第 1 0 款教育費及び第 1 4 款予備費、4 つ目として歳入全般、債務負担行為の補正及び地方債の補正の 4 つに区分して質疑を行い、各所管常任委員会へ分割付託とさせていただくが、資料 4 ページを参照願う。第 7 款第 2 項商工費第 2 目商工業振興費の一般経費において計上された、経済変動対策資金貸付金利子補給基金積立金は市議第 2 3 号の利子補給基金条例と関連し財政課が主管課となることから、総務委員会

の付託としたい旨の要請が当局からあり、議会としてはこれまで目単位での付託を慣例としてきたことから、事業4商工業振興補助事業（住宅リフォーム補助）と併せ商工業振興費については総務委員会への付託とさせていただくので、本会議における質疑区分等にはご注意をお願いしたい。

次に、市議第30号 令和2年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は、1,448万4,000円の減額で、補正後の予算規模を87億5,285万円とするものである。補正内容は、歳出において確定した国民健康保険事業納付金について増減の整理をするとともに、令和元年度分の交付金の精算に伴う県支出金返還金の減額などを計上するもので、歳入では、基金繰入金の減額及び繰越金の計上が主なものである。常任総務委員会付託をお願いする。

次に、市議第31号 令和2年度伊東市下水道事業会計補正予算（第1号）である。本補正は、債務負担行為の追加を行うもので、内容は料金徴収等業務委託料で、期間は令和3年度から令和7年度で、限度額は5,219万5,000円である。これまで単年度事業で実施してきた下水道使用料金関連業務について既に複数年契約で実施している水道料金徴収等業務委託の債務負担行為に併せて実施することで、上下水道の料金徴収業務の整理及び効率化を図るものである。常任観光建設委員会付託をお願いする。

次に、市認第5号 令和元年度伊東市一般会計歳入歳出決算から市認第14号 令和元年度伊東市水道事業会計決算までの10件については、申合せにより決算大綱質疑をお願いする。定例会初日、市長による概要説明に続いて所管部長の説明を本会議で行い、その後、日を改め、決算大綱質疑を経て、一般会計決算は各所管常任委員会に分割付託とし、各特別会計決算及び企業会計決算については各所管常任委員会への付託をお願いする。なお、先ほど説明申し上げた市議第27号及び市議第28号の単行議案2件についても、関係する会計決算と併せて審議することとし、決算大綱質疑の後、各所管常任委員会への付託をお願いする。

したがって、決算10件と当該単行議案2件については、本会議における決算大綱質疑の一括議題とし、決算大綱質疑終了後、各所管常任委員会付託をお願いし、本会議での議案審議における質疑はないことを申し添えさせていただく。

以上で、議案の付託、即決についてを終わる。

続いて、(3) 人事案の取扱いについてである。資料6ページをご覧ください。

市選第15号 教育委員会委員任命の同意についてである。令和2年9月30日に任期満了となる教育委員会委員村上恵宏氏の後任者の任命の同意を求めるものである。

次に、市選第16号 監査委員選任の同意についてである。令和2年9月30日に任期満了となる監査委員杉山雅男氏の後任者の選任の同意を求めるものである。

以上、2件の人事案件については、最終本会議において市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、決定いただくことといたしたい。

続いて、(4) 請願・陳情の取扱いについてである。これまでに受理した請願、陳情についてはない。なお、議会運営委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長の手元において議会運営委員長及び所管常任委員長の協議に基づき取扱いをご決定いただくこととなる。

次に、(5) 決算大綱質疑についてである。申合せにより、決算及び決算に係る議案に対して、会派及び会派に所属していない議員により決算大綱質疑をお願いする。持ち時間は、議員1人当たり答弁込みで20分とし、これまでの例により、2人会派に会派として5分、会派に所属していない議員それぞれに5分上乗せして通告に基づきお願いする。なお、決算大綱質疑の通告期限は、9月3日木曜日の正午までとなる。決算大綱質疑の順序については、これまでの例により、まず、4人会派の正風クラブ、次に3人会派の公明党、清和会、自民・伊東新時代。についてはローテーションに基づき、清和会、自民・伊東新時代。、公明党の順となる。続いて2人会派の日本共産党、最後に会派に所属していない議員となる。したがって、決算大綱質疑の順序を改めて申し上げると、1番目正風クラブ80分、2番目清和会60分、3番目自民・伊東新時代。60分、4番目公明党60分、5番目日本共産党45分、6番目以降会派に所属していない議員各25分の順となる。なお、会派に所属していない議員の順序については、通告順となる。

なお、午前中の大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている発言者の開始時間は崩さないようにして行うので、あらかじめご了承のほどお願いする。

続いて、(6) 一般質問についてである。申合せにより、答弁を含む持ち時間50分以内で決算大綱質疑の後に実施する。一般質問では、直接、決算に係る内容及び提出されている他の議案に触れないようお願いする。一般質問の順序について申し上げる。会派の構成は4人の中会派が1つ、3人の小会派が3つ、2人会派が1つとなっている。これまでの例により、中、小、小、中、小、小（2人会派）の順とし、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。3人会派の順序については、これまでのローテーションに基づき、公明党、清和会、自民・伊東新時代。となり、続いて2人会派の日本共産党となる。したがって、1番目正風クラブ、2番目公明党、3番目清和会、4番目正風クラブ2人目、5番目自民・伊東新時代。、6番目日本共産党、以下これを繰り返した後、会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員については、通告書の提出順となるので、ご了承願う。また、一般質問の通告期限については、申合せにより、告示日から決算大綱質疑通告期限の前開庁日ということで、9月2日水曜日の正午までとなる。早めの通告をお願いする。また、6月定例会と同様

に、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、特別委員会において提言に対する市当局からの報告も受ける中で協議が進められていること、また、感染症に関する補正予算も計上されていることも踏まえ、質問内容にはご留意をお願いする。

なお、午前中の一般質問が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている質問者の開始時間は崩さないようにして行うので、あらかじめご了承のほどお願いする。

続いて、(7) 会期及び日程についてである。資料7ページ及び8ページをご覧いただきたいと思う。会期は8月31日(月)から9月28日(月)までの29日間の提案である。日を追って申し上げる。8月31日(月)開会、会期の決定、特別委員会中間報告の後、決算10件、決算と関連のある市議第27号及び市議第28号に係る説明の後、報告1件を受け、この報告に対する質疑のみを行い、引き続き、条例5件、補正予算3件の説明のみをお願いする。9月1日(火)は本会議なし、2日(水)は一般質問の通告期限、3日(木)は決算大綱質疑の通告期限で、4日(金)は本会議なし、5日(土)及び6日(日)は休会、7日(月)は本会議なし、8日(火)は決算大綱質疑の第1日目、9日(水)は決算大綱質疑の第2日目とし、決算大綱質疑終了後、議題とした決算10件、決算と関連のある単行議案2件の所管委員会への付託をお願いする。10日(木)は一般質問の第1日目、11日(金)は一般質問の第2日目とし、12日(土)及び13日(日)は休会、14日(月)は一般質問の第3日目で、一般質問終了後、議案審議に入り、条例5件、補正予算3件の所管常任委員会への付託をお願いする。15日(火)は、常任観光建設委員会を第2委員会室において、常任福祉文教委員会を第1委員会室において同時開催し、16日(水)は常任総務委員会を第2委員会室でお願いしたいと存ずる。17日(木)及び18日(金)は本会議なし、19日(土)から22日(火・秋分の日)までは休会、23日(水)及び24日(木)は本会議なし、25日(金)に議会運営委員会、26日(土)及び27日(日)は休会、28日(月)を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定、当局提案の人事案2件の決定をお願いする。

次に、(8) 市議会採択の請願、陳情の処理状況については、告示に際し、議案とともにお手元に配付されているので、ご確認のほどお願いする。

最後に、(9) その他である。新型コロナウイルス感染症への対応については、6月定例会での議会運営委員会でも確認しているが、議場の扉を開放しての会議運営とともに、演壇席の亚克力板設置による、登壇時のマスク未着用での運用とするのでご了承願う。また、既にご承知のことと存ずるが、9月定例会の本会議も含め、伊東市議会における会議の開催に際しては、10月31日までの間、上着、ネクタイの着用を義務づけないこととされているので、改めて確認をお願いする。

以上が、市議会9月定例会の運営案である。よろしくご審議いただくようお願いする。



○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 特別委員会中間報告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

特別委員会中間報告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 請願、陳情の取り扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取り扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 決算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、決算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（青木敬博君）行う。

○2番（長沢 正君）行う。

○オブザーバー（井戸清司君）行う。

- 5番（大川勝弘君）行う。
- 6番（重岡秀子君）行う。
- 委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、1人実施されるとのことであるので、実施者数については、最大5会派及び会派に所属していない議員1人ということで調整し、決定させていただきたい。  
これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。  
発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。
- 事務局長（富士一成君）決算大綱質疑の発言の順序について申し上げる。第1日目、9月8日（火）1番目正風クラブ80分、2番目清和会60分、3番目自民・伊東新時代。60分、第2日目、9月9日（水）1番目公明党60分、2番目日本共産党45分、3番目会派に所属していない議員25分となる。  
以上である。
- 委員長（宮崎雅薫君）決算大綱質疑については、決算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても、説明のとおりで願います。  
以上のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。  
なお、通告期限については、9月3日（木）の正午までとしているのでご留意願う。  
次に、(6) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。  
それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。
- 1番（青木敬博君）0人。
- 2番（長沢 正君）2人。
- オブザーバー（井戸清司君）1人。
- 5番（大川勝弘君）1人。
- 6番（重岡秀子君）2人。
- 委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、5人実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の

実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大11人ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）発言順序を申し上げる。一般質問第1日目、9月10日（木）1番目 公明党、2番目 清和会、3番目 自民・伊東新時代。、4番目 日本共産党、5番目 公明党2人目。第2日目、9月11日（金）1番目 日本共産党2人目、2番目 以降、会派に所属していない議員の1人目から4人目。第3日目、9月14日（月）会派に所属していない議員の5人目である。

以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおり願います。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、決算大綱質疑通告期限の前開庁日である9月2日（水）の正午までとしているのでご留意願う。また、決算大綱質疑の通告と重ならぬよう通告期限にかかわらず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(7) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) 市議会採択の請願、陳情の処理状況について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

市議会採択の請願、陳情の処理状況については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(9) その他での、新型コロナウイルス感染症への対応及び服装の軽装化につきましては、事務局長からの説明のとおり、ご承知お願う。

そのほかに、9月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

私からお願いを申し上げます。別添でカラーの資料を添付させていただきました。特段、公務員の服装に関する条例・規則はないが、平成26年に市職員向けに「身だしなみに関する原則・具体例」、資料の裏側であるが、服装の具体例、こういったものを参考として職員も服装や身だしなみについて憂慮している。議員についても、特別職であるので、こういったところを参考にさせていただき、服装や身だしなみについては、市民から後ろ指を指されないようお願いしたい。

以上で、日程第1、市議会9月定例会の運営についてを終了する。

---

○**委員長**（宮崎雅薫君）日程第2、意見書についてを議題とする。今定例会に提起された意見書案は3件である。まず、議長提案の意見書案1件について、事務局長から説明いたさせる。

○**事務局長**（富士一成君）議長提案の意見書案1件について説明する。資料9ページをご参照願う。去る8月6日、全国市議会議長会事務総長から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書の提出について、文書にて要請があった。意見書の内容としては、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延する中、来年度においても地方税等の一般財源の激減が避けがたく、また、感染症対策の長期化にも迫られ、地方自治体でもこれまでにない厳しい状況に陥ることが予想されることから、国に対し、地方自治体の安定的な財政運営が可能となるよう、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け要望をするものである。それでは、意見書案を朗読する。

〔事務局長 意見書案朗読〕

以上である。

○**委員長**（宮崎雅薫君）次に、公明党から提起された2件の意見書案について、長沢委員から説明をお願いする。資料は11ページ及び12ページになる。

○**2番**（長沢 正君）初めに、ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書案について説明する。ドクターヘリについては、これまで全国43道府県に53機が配置されている。搬送件数も年々増加をしており、2018年度には2万9,000件を超えた。一方、ドクターヘリの要請、出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援の間に乖離が生じている。このドクターヘリが、今後とも救急救命の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるように、支援強化を強く求めるものである。

次に、防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書案である。現在、世界的にも異常な気候変動の影響を受け、各地でその甚大な被害を被っているところである。国民の生命、財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。迅速な復旧復興へとつながるよう、防災・減災、国土強靱化はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保を国に求めるところである。この2件、公明党から意見書案を提出させていただいた。よろしく願います。

- 委員長（宮崎雅薫君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、全件一括してご意見を伺う。
- 1番（青木敬博君）どの意見書も問題ないが、まだ会派内の意見を聞いていないので、持ち帰って最終日前に回答したい。
- 2番（長沢 正君）1件目の議長提案の意見書案について賛成する。
- オブザーバー（井戸清司君）3件とも特に問題はないと思うが、まだ、会派内で話し合っていないので、精査して、問題点があれば提起していきたいと思う。
- 5番（大川勝弘君）3件とも問題ないが、今後、会派内で話し合っ、回答したい。
- 6番（重岡秀子君）3件とも大きな問題はないと思うが、細かいところについてはしっかり読んでから、相談して回答したい。
- オブザーバー（仲田佳正君）特に問題ないと思う。また改めてしっかり読んでみたい。
- オブザーバー（鈴木絢子君）3件とも問題ない。
- オブザーバー（浅田良弘君）また読まさせていただきたい。
- オブザーバー（石島茂雄君）2件についてはよろしく願います。ドクターヘリの意見書について、順天堂に搬送する際に丸善ランドの上を通過するが、最近は頻繁に使用されている。このところを重点的にお願いしたい。加えることがあれば、精査、検討してみたいと思う。
- 委員長（宮崎雅薫君）ただいま伺ったところ、各会派及び会派に所属していない議員全員から賛同を得るまでには至っていない。したがって、調整が必要な意見書案について、会派提起の意見書については、提起会派において、議長提案の意見書については、私、委員長においてそれぞれ各会派及び会派に所属していない議員との調整を進めるとともに、最終本会議前の本委員会において、改めて全会一致に向けた調整を行い、その取扱いについて、協議、決定することとする。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

- 
- 委員長（宮崎雅薫君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 令和2年度議会費9月補正予算についてから(4) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君） 3 その他について申し上げる。

まず、(1) 令和2年度議会費補正予算についてである。資料13ページをご参照いただきたい。9月定例会に提出する議会費の補正予算は、300万円を減額し、補正後の予算規模を1億6,651万5,000円とするものである。内訳としては、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会からの提起を受け、6月25日（木）に開催した議会運営委員会において決定した、行政視察及び個人調査活動費のうち、コロナ禍における対策経費への充当財源として、1人当たり15万円の20人分、合計300万円を減額するものである。

続いて、(2) 令和元年度議会費等決算の概要についてである。資料14ページから16ページまでをご覧いただきたい。最初に歳出について説明する。歳出は事務局職員の人件費と議会関係経費の2つの事業があるが、本資料はその2つの事業を総括した決算状況である。節別に説明する。1節報酬は、8,339万7,530円で、議員20人の報酬である。2節給料2,579万100円は、事務局職員6人分の給料である。3節職員手当等4,138万9,668円は、議員期末手当のほか、事務局職員の各種手当に要した経費である。4節共済費3,721万7,628円は、議員の共済給付負担金等と事務局職員の共済組合負担金等である。5節災害補償費は、支出がなかった。8節報償費1万7,250円は、令和2年2月4日に健康福祉センターで開催した議員研修会での講師謝礼が主なものであり、議会報の音声データの作成として音訳サークル「ひなぎく」への謝礼も支出している。9節旅費338万2,290円のうち、費用弁償287万6,467円は各種議長会、議員行政視察及び議員調査活動の議員の旅費等に係る経費で、普通旅費46万5,263円は随行等に係る事務局職員の経費で、研修旅費4万560円は事務局職員の研修会等への旅費である。10節交際費37万447円は、諸行事において贈呈する議長賞の盾や記念品購入代、各種団体の総会等出席に伴う負担金や協賛金及び慶弔費などが主なものである。11節需用費345万571円は、官報、新聞などの消耗品費のほか、新たに当選した議員への防災服の被服費及び議会だより等の印刷製本費が主なものである。12節役務費16万772円は、電話やファクス、インターネット接続料の通信運搬費等である。13節委託料202万6,474円は、本会議や委員会の反訳委託料と会議録検索システムのデータ作成委託料である。14節使用料及び賃借料139万2,339円は、会議録検索システムや議員用パソコンの機械器具借上料が主なものである。18節備品購入費34万5,112円は、議員控室のソファの購入のほか、議会図書室用図書の購入費である。19節負担金補助及び交付金109万8,100円は、各種議長会の負担金等と議員団体定期保険料の掛金支出である。

以上が歳出決算の内訳で、最終予算額2億1,286万2,000円に対し、2億3万8,281円の支出であり、執行率93.98%であった。

続いて歳入である。資料16ページをご覧ください。

当初予算には計上はないが、21款諸収入第6項第3目第4節雑入において、30年度に掛けた全国市議会議員団体定期保険の配当金、議員の脱退による未経過掛金の返還金及び情報公開請求に伴う手数料など計3万5,381円を受け入れた。

以上が、令和元年度議会費決算の概要である。

次に、(3) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについてである。資料は17ページからを参照願う。伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについては、議員またはその家族が感染症に感染あるいは濃厚接触者となった場合等において、その被害を最小限にとどめ議会機能が停止することがないように、議長からの諮問により、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会にて協議を進めていただき、このほど、議長のほうに答申がされたものである。本日、審議、決定をいただいたら、対応マニュアルとして運用を開始することとなるのでよろしく願います。

また、あわせてこれまで運用してきた4月17日付の議長からの「新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について」の通知は本マニュアルに移行することとするのでご了承願う。

続いて、(3) その他であるが、事務局からはない。

以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 令和2年度議会費9月補正予算について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和2年度議会費9月補正予算についてを終了する。

次に、(2) 令和元年度議会費等決算の概要について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和元年度議会費等決算の概要については、説明のとおりご了承願う。

次に、(3) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについては、説明のとおり決定する

ことにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和2年8月25日（火）午前10時59分（会議時間59分）

---

以上の記録を認める。

令和2年8月25日

委員長 宮 崎 雅 薫